

海浜幕張駅用 令和6年度分指定自転車駐車場の定期利用 三次募集の募集案内

(注)一次募集(令和5年11月1日～11月17日)、二次募集(令和6年1月9日～1月17日)において、**全ての希望駐輪場(第1希望～第3希望)に落選された方もしくは、申し込みをされなかった方。または、当選したが、利用料金を期限までに納付されなかった方のみ対象となります。**

1. 募集する駐輪場と台数	空きのある駐輪場について、4月からの定期利用の申し込みを受け付けます。 募集する駐輪場と台数は、右側のページに記載しています。
2. 申込期間	3月1日(金)から3月6日(水)までに 下記申込窓口の業務時間内に提出して下さい。
3. 申込窓口 ()内は業務時間	海浜幕張駅第2駐輪場管理棟(午前7時～午後6時(日曜祝日除く))
4. 申込方法	本抽選券・申込書を提出して下さい。 ○抽選券・申込書の提出方法 ・右ページの抽選券・申込書と抽選券・申込書(控)の両方に必要事項を記入し、抽選券・申込書を上記窓口に提出してください。 なお、 抽選券・申込書(控)の部分には、当選の確認や利用登録手続で使用する「申込ナンバー」が記載されており、当選した場合は本用紙と引換に契約となりますので、大切に保管してください。 ○申込上の注意 ・利用可能な車種は自転車・原付(50cc以下)に限ります。その他の車種は利用できません(募集台数参照)。 ・ 1人1駅1車種につき1台まで (1駅にお1人で同車種2台以上申込みした場合等は申込み全てが無効となります。)※1つの駅で、自転車と原付を1台ずつ申込みことは可能です。 ・利用期間は、4月から1ヵ月単位、最大12ヵ月間(来年3月末まで)となります。 ・ 当選した権利は、ご家族を含め他の方に譲渡できません。
5. 公開抽選と 当選発表	○抽選日時 3月15日(金) ○当選発表 3月22日(金) 海浜幕張駅 第2駐輪場管理棟及び千葉市自転車政策課ホームページ 抽選券・申込書(控)に記載されている「申込ナンバー」で結果を発表します。
6. 当選者の 手続き及び 利用料金のお 支払い等	○手続き場所:海浜幕張駅第2駐輪場管理棟(午前7時～午後6時(日曜祝日除く)) ○手続き期間:3月22日(金) から 3月30日(土) ※手続き期間を過ぎると当選されていてもキャンセルとなります。ご注意ください。 ○手続き時に必要なもの ①本抽選券・申込書(控) ②利用者の氏名・住所が確認できる公的な証明書(健康保険証、運転免許証等) ※高校生以下は在学を確認できるもの(学生証等) ※代理の方が手続きをする場合は申込者本人の公的証明書(写し可)が必要です。 ③利用料金 ④自転車の方は防犯登録番号、車体番号、メーカー等が分かるもの又は利用する自転車。原付の方は標識交付証明書。 ⑤免除対象の方はその証明(生活保護受給証明書、身体障害者手帳、児童扶養手当証書、知的障害者手帳(療育手帳)、精神障害者保健福祉手帳、被爆者健康手帳等)及びその写し(コピー)。
7. その他	・解約(還付)の手続きについて詳しくは各区役所地域づくり支援課相談班もしくは自転車政策課にお問い合わせください。(4月8日(月)までに申請した場合は、全額還付となります。) ・以下の項目が未記入の場合、下記の内容で申込となります。 利用者区分:一般、利用期間:3月まで(12ヶ月)、車種:自転車
8. 問合せ先	海浜幕張駅第2駐輪場管理棟 電話043-296-5672 自転車政策課 電話043-245-5149 FAX043-245-5571 電子メール bicycle.COR@city.chiba.lg.jp
9. 個人情報の 取り扱い	抽選券・申込書に記載された住所及び氏名等の個人情報については、千葉市個人情報保護条例に基づき適正に管理し、駐輪場の利用受付及び維持管理のために必要な利用者との連絡用として利用します。

海浜幕張駅用 指定自転車駐車場の定期利用 三次募集 抽選券・申込書(控) 申込ナンバー【 】氏名
 申込期間：令和6年 4月から 月末日まで 利用区分 一般 高校生以下 申込日
 第1希望 第()駐輪場(()階) 第2希望 第()駐輪場(()階) 第3希望 第()駐輪場(()階)

募集する駐輪場の位置図

駐輪場名	募集台数		月額料金 ※下記参照
	自転車	原付 (50cc以下)	
第1※1	387台	16台	1,200円
第2(1F)	38台	—	1,400円
第2(2F)	14台	—	1,000円
第3	143台	11台	600円
第6	30台	—	600円

※1 機械式ゲートを通りし入場するため、JIS規格より太い等、タイヤの形状等によってはゲートのセンサーの誤作動により利用できない場合がございますので、あらかじめご了承下さい。
 (ご注意) 利用料金の算出方法について
 利用料金は、上記の月額料金に下記の換算倍率と利用期間の月数をかけて算出してください。

月額料金の換算倍率表

本市の住民の方		本市の住民以外の方	
利用区分	倍率	利用区分	倍率
自転車	一般	表のとおり	1.5倍
	高校生以下	0.5倍	0.75倍
原付	一般	1.5倍	2.25倍
	高校生以下	0.75倍	1.125倍

注1)10円未満の切り捨てのため、上記倍率により算定した額と異なる場合があります。
 注2)最長で翌年3月末までの1年間登録できます。なお、1年間の料金は11か月分の額となります。

この様式を印刷した用紙で申込できません。
 ご利用希望の駅駐輪場管理棟か、駅のある
 区役所地域づくり支援課相談班で配付する
 紙の募集案内申込書で申請願います。